

沖縄の復帰に伴う国有財産の管理及び処分等に関する訓令を適用する訓令

昭和四十七年五月十五日

大蔵省訓令第六号

沖縄県に所在する国有財産の管理及び処分等を行なう場合において、国有財産総轄事務処理規則(昭和二十九年五月十五日大蔵省訓令第五号)及び普通財産取扱規則(昭和四十年四月一日大蔵省訓令第二号)中「財務局長」とあるのは「沖縄総合事務局長」と、「財務局出張所長」とあるのは「沖縄総合事務局財務出張所長」と、「財務局」とあるのは「沖縄総合事務局」と、「財務局出張所」とあるのは「沖縄総合事務局財務出張所」とそれぞれ読み替えるものとする。